

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	都市・まちづくり課	整理番号	1-167
許認可等の種類	用途地域の定められていない区域における建築物の特例許可			
根拠法令条例等・条項	都市計画法第41条第2項			
許認可等の概要	用途地域の定められていない区域における法第41条第1項の規定に基づく制限に抵触する建築物の建築に係る特例許可			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	未設定(処分の先例がないか、稀であり、審査基準を法令の定め以上に具体化することが困難)			
基準の制定根拠	なし			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	本庁許可:21日(内訳:建設事務所7日、本庁14日)			
期間の制定根拠	開発許可制度運用指針Ⅱ【別添⑤】			